

公益通報に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)に基づき、学校法人沖縄国際大学(以下「本学」という。)における公益通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、通報者の保護を図るとともに、法令若しくは学内諸規定に違反する行為の早期発見及び是正を図り、もってコンプライアンス体制の強化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「職員等」とは、本学と雇用関係にある職員、本学に派遣されている派遣労働者、委託契約その他の契約に基づき本学においてその業務に従事する取引先の労働者(労働契約法上の労働者に限られない。)をいう。ただし、「ハラスメントに関する相談や苦情申し立て」及び「公的研究費補助金等の不正使用」並びに「研究活動上の不正行為」に関する告発については、別の定めに従うものとし、本規程の適応外とする。

2 この規程において「通報等」とは、職員等が、法令若しくは学内諸規定に違反する行為又はそのおそれがある行為(以下「法令等違反行為」という。)を、第4条に定める窓口に通報し、又は相談することをいう。

(理事長の責務)

第3条 理事長は、本学の公益通報体制を整備し、継続的な評価・改善を行うことで、法令等違反行為の防止に努めなければならない。

2 理事長は、調査及び是正措置の結果を理事会に報告しなければならない。

(公益通報・相談窓口及び公益通報対応業務従事者)

第4条 本学は、相談や通報等を受け付ける等、公益通報対応業務にあたる窓口として総務課を充て、同課の職員を「公益通報対応業務従事者」とする。

(通報等の方法)

第5条 通報等は、電子メール、電話、ファックス、手紙又は面談その他適宜の方法によって行うことができる。

2 職員等は、通報等を行う場合において、当該本人を特定する情報を秘匿することができる。

3 職員等は、不正の利益を得る目的、本学又は第三者に損害を加える目的その他の不正の目的をもって、通報等を行ってはならない。

(受付)

第6条 公益通報・相談窓口において通報等を受けた担当者は、直ちにその旨を事務局長に報告しなければならない。ただし、事務局長が「法令等違反行為」を為す場合は、本条を含め、以下の条文中の「事務局長」を「監事」に読み替える。

2 事務局長は、公益通報事案に該当するかの確認を行った上で、理事長にその内容(通報者の同意がない場合は、当該本人を特定できる情報を除く。)を報告する。ただし、通報された事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(調査の開始・通知)

第7条 理事長は、通報された法令等違反行為に係る事実関係についての調査を実施するか否かの検討を行い、実施する必要があると判断した場合は、事務局長に調査の開始を指示する。

2 理事長は、調査に当たって高度の専門性を要すると判断した場合は、顧問弁護士等の専門家に意見を求め、必要に応じて調査に参加させることができる。

3 事務局長は、当該通報者に対し、通報を受領した旨及び調査の要否について通知する。ただし、匿名による通報等の場合及び当該通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

(調査の実施)

第8条 事務局長の指示により、総務課は、通報された事実について書類調査、実地調査、事情の聴取その他の適切な方法により調査を行う。

2 調査を行う場合、必要に応じ、調査チームを設置することができる。

3 前項の調査チームの構成員は、その都度、事務局長が候補者を選任し理事長が決定する。

4 事務局長は、調査対象部門の責任者及び調査対象者に対し、調査の実施のために必要な帳票及び資料の提出又は事実の報告を求めることができる。

5 調査対象部門の責任者及び調査対象者は、前項の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(利益相反関係の排除)

第9条 公益通報対応業務従事者、その他調査に関わる者及び法令等違反行為を通報された者は、自らが関係する公益通報事案の処理に関与してはならない。

(調査協力義務)

第10条 調査対象部門の職員等(以下「被調査者」という。)は、調査等に協力する義務を負うものとする。

2 被調査者は、調査にあたって、事実の隠匿若しくは歪曲又は虚偽の回答、その他不正行為を行ってはならない。

(遵守事項)

第11条 事務局長、公益通報対応業務従事者、その他調査に関わる者は、その職務の遂行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

(1)調査対象者及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。

(2)調査対象部門や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。

(3)常に公平不偏の態度を保持し、事実に基づいた調査を実施すること。

(4)通報者の特定につながり得る情報は、本人の同意がある場合を除き、情報共有が許される範囲外には開示しないこと。

(5)実効的な調査・是正措置のために情報共有が真に不可欠である場合には、伝達する範囲を必要最小限に限定すること。

(6)職務上知り得た事実を正当な理由なくほかに漏らさないこと。その職を離れた後も同様とする。

2 本学は、前項の規定に違反した者に対し、学内者にあつては本学の就業規則に基づき、懲戒処分等を行うことができ、学外者にあつては法律に基づき、必要な処分を行うことができる。

(是正措置・通知等)

第12条 事務局長は、調査を開始した後、適宜その進捗状況を理事長に報告するとともに、調査を終了した後、直ちにその結果を理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、調査結果により法令等違反行為の存在が明らかになった場合は、遅滞なく、その是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

3 事務局長は、前項の措置が請じられた場合は、当該措置に係る通報者に対し、関係者のプライバシーに配慮しつつ、その措置の内容を通知する。ただし、匿名による通報の場合及び当該通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

(懲戒処分等)

第13条 理事長は、法令等違反行為の存在が明らかになった場合は、不正に関与した者に対し、本学の就業規則に基づき、懲戒処分等を行う。

2 法令等違反行為に関与していた職員等が、公益通報対応業務従事者とその調査を開始する前に、自ら通報を行った場合は、当該職員等の処分を免除し、又はその程度を軽減することがある。

(通報者の保護)

第14条 本学は、職員等が通報等を行ったことを理由として、当該通報者に対し、解雇、減給、降格その他の不利益な取り扱いを行ってはならない。ただし、職員等が不正の目的をもって通報等を行った場合は、この限りではない。

2 本学の役員及び職員は、他の職員等が通報等を行ったことを理由として、当該通報者に対し、不利益扱いや嫌がらせを行ってはならない。

3 本学は、職員等が通報等を行ったことを理由として、当該通報者の職場環境が悪化することのないよう、適切な処理を講じなければならない。

(事後確認)

第15条 事務局長は、是正措置及び再発防止措置の実施後、次に掲げる事項を適宜確認し、確認結果を理事長に報告しなければならない。

(1)公益通報処理の手續等に問題がないこと。

(2)法令等違反行為の再発のおそれのないこと。

(3)是正措置及び再発防止策が機能していること。

(4)通報者に対し、通報等を行ったことを理由とする不利益な取扱いが行われていないこと。

(周知)

第16条 本学は、公益通報の仕組み及びコンプライアンスの重要性について、役員及び職員等に継続的な教育・研修を実施し、周知に努めなければならない。

(文書等の保存期間)

第17条 調査により収集作成された資料は、文書規程第 38 条別表第 2 号に基づき管理するものとし、原則として 10 年保存文書、第 12 条第 1 項に関する書類及び第 13 条に関する書類等の結論文書については永久保存文書とする。

(準用)

第18条 本学に在籍する大学院生、学部学生または職員等以外の者からの通報については、この規程を準用する。

(関係法令の適用)

第19条 本学における公益通報等の取扱いに関し、この規程に定めのない事項は、公益通報者保護法その他関係法令に定めるところによる。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附則

1. この規程は、令和3年4月1日から施行する。